

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第87期（2021年4月1日～2022年3月31日）

- ① 業務の適正を確保するための体制
- ② 連結株主資本等変動計算書
- ③ 連結計算書類の連結注記表
- ④ 株主資本等変動計算書
- ⑤ 計算書類の個別注記表

株式会社 電業社機械製作所

法令及び定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.dmw.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆様に提供しているものであります。

業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制として、取締役会において以下のとおり決議しています。

① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (ア) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、「電業社グループ行動指針」を定め、それを当社グループ全役員に周知徹底させる。
なお、「電業社グループ行動指針」に「市民社会の秩序や安全に脅威を与える全ての反社会的勢力とは一切関係をもたない。」と定め、反社会的勢力に対しては組織的に対応する。
- (イ) リスク・コンプライアンス担当取締役を置き、リスク・コンプライアンス委員会を設置する。リスク・コンプライアンス委員会は、定期的にリスク・コンプライアンス・マネジメント・プログラムを策定し、それを実施する。
- (ウ) 当社グループの取締役及び使用人に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うことにより、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告等、取締役の職務の執行に係る情報を適切に記録し、「取締役の業務に係わる保存文書管理規程」に従い、確実に保存及び管理する。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (ア) 当社グループにおける損失の危険を適切に管理するため、リスクの類型に応じ部門・委員会等が所掌に応じて対処し、リスク・コンプライアンス委員会が全社の指導・統制を行う。
- (イ) 損失の危険が顕在化し、経営危機が発生した場合には、「危機対処規程」に従い迅速かつ適切に対処する。
- (ウ) 損失の危険の管理に関する規程、もしくはその体制にかかる社内規程・運用等を定期的に見直し、整備する。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (ア) 執行役員制度導入（当社）、取締役員数の絞り込みにより、取締役会の意思決定機能と監督機能の強化を図る。

- (イ) 当社グループの中期経営計画及び年次計画を定め、当社グループとして達成すべき目標を明確化するとともに、当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）及び子会社の取締役ごとに業績目標を明確化する。
- (ウ) 業績目標の進捗は当社取締役会等にてフォローアップを行う。

⑤ 当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社管理規程に基づき、子会社の重要事項については当社への報告を義務付ける。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査等委員会と協議のうえ、適宜、必要な人員を配置する。

⑦ 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会を補助すべき使用人を置いた場合は、当該使用人にかかる人事異動、考課、懲戒等に関しては、事前に監査等委員会に通知し同意を得るものとする。

⑧ 監査等委員会の⑥の使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

監査等委員会を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令に従って、監査等委員会監査に必要な適法範囲の調査・情報収集を行う権限を有する。

⑨ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(ア) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、会社に重大な損失を与えるような事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査等委員会に報告する。

(イ) 社内通報ラインを整備するとともに、前項の報告のため、監査等委員会への通報ラインも整備する。

(ウ) 各部門を統括する取締役（監査等委員である取締役を除く。）は監査等委員会に、定期的又は不定期的に担当する部門のリスク・コンプライアンス管理体制及びその状況について報告する。

⑩ 子会社の取締役等、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

- (ア) 子会社の取締役、監査役及び使用人は、会社に重大な損失を与えるような事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、取締役、監査役及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査等委員会に報告する。
- (イ) 社内通報ラインを整備するとともに、前項の報告のため、監査等委員会への通報ラインも整備する。
- (ウ) 子会社を統括する取締役は監査等委員会に、定期的又は不定期的に子会社のリスク・コンプライアンス管理体制及びその状況について報告する。

⑪ 監査等委員会へ報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人が監査等委員会に当該報告を行ったことを理由として、当該取締役又は使用人に対して不利益な取扱いを受けないこととし、「電業社グループ行動指針」にその旨明記する。また、当該報告した者への取扱状況は監査等委員会の求めに応じ適宜報告する。

⑫ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が監査等委員の職務の執行に必要なでないことを会社が証明した場合を除き、速やかに対応する。

⑬ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (ア) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。
- (イ) 代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

⑭ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針書」に基づき業務を運用する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

運用状況の概要は、以下のとおりです。

- ① **当社グループの取締役等の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について**
電業社グループ行動指針の内容を全役職員に周知徹底しており、同指針に基づく各部門のコンプライアンスへの取組みをリスク・コンプライアンス委員会及び内部監査室がフォローしています。
- ② **取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について**
取締役会議事録等の文書は、取締役の業務に係わる保存文書管理規程に基づき、保存及び管理しています。
- ③ **当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制について**
リスク管理規程に基づき、各責任部門・委員会等がそれぞれ所掌するリスクを管理し、その管理状況をリスク・コンプライアンス委員会及び内部監査室がフォローしています。また、経営危機が発生した場合には危機対処規程に従い対処することとしています。
- ④ **当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制について**
取締役会の決定に基づく職務執行を効率的に行うことを目的として執行役員制度を導入しており、これにより取締役会の意思決定機能と監督機能の強化を図っています。また、達成すべき業績目標の進捗は、取締役会及び執行役員会等でフォローしています。
- ⑤ **当社子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制について**
子会社の重要事項は子会社管理規程に基づき、当社へ随時報告されています。
- ⑥ **監査等委員会監査体制の充実について**
 - (ア) 監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合に備えて、適宜、必要な人員の配置等を行う体制を整えています。
 - (イ) 当社グループに重大な損失を与えるような事項や当社グループの取締役等による不正な行為等については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び業務執行部門への監査等委員会監査等でモニタリングされています。

- (ウ) 社内通報ラインには、常勤監査等委員直通の監査等委員会ラインも設けています。また、同ラインの利用については匿名を認め、秘密を保持し、通報・相談者が不利益を被ることのないよう配慮しています。
- (エ) 監査等委員が業務のために支払った費用については速やかに処理しています。
- (オ) 監査等委員会と代表取締役は定期的な意見交換会を開催し、意思疎通を図っています。

⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制について

財務報告に係る内部統制に関する基本方針書に基づき、J-SOX担当チームが財務報告に係る内部統制の構築及び評価を行い、その評価結果を代表取締役及び監査等委員会に報告しています。当該報告に基づき、内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査を受け、取締役会の承認を得て金融庁に提出します。

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	810	111	20,503	△1,027	20,397
会計方針の変更による累積的影響額			156		156
会計方針の変更を反映した当期首残高	810	111	20,660	△1,027	20,553
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△476		△476
親会社株主に帰属する当期純利益			1,877		1,877
自己株式の処分		4		3	7
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	4	1,401	3	1,409
当期末残高	810	115	22,061	△1,024	21,963

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	730	18	△134	△31	582	20,979
会計方針の変更による累積的影響額						156
会計方針の変更を反映した当期首残高	730	18	△134	△31	582	21,136
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△476
親会社株主に帰属する当期純利益						1,877
自己株式の処分						7
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	62	△11	39	15	105	105
連結会計年度中の変動額合計	62	△11	39	15	105	1,515
当期末残高	792	6	△94	△16	688	22,651

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結注記表

I 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

II 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- 1 連結子会社の数…………… 3 社
- 2 連結子会社の名称
 - ・ 電業社工事株式会社
 - ・ 株式会社エコアドバンス
 - ・ DMWインド社 (DMW CORPORATION INDIA PRIVATE LIMITED)

② 非連結子会社の状況

非連結子会社の対象会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法の対象会社はありません。

(3) 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社の決算日と連結決算日は一致しています。

(4) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 1 仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- 2 原材料及び貯蔵品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

③ 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1 有形固定資産（リース資産を除く）

……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については主として定額法
主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 3年～60年

機械装置及び運搬具 4年～17年

2 無形固定資産（リース資産を除く）

……………定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（概ね5年）に基づく定額法

3 投資不動産……………定率法

主な耐用年数は以下のとおりです。

構築物 10年～40年

4 リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

……………定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 重要な引当金の計上基準

- 1 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
- 2 受注損失引当金……………受注工事の損失発生に備えるため、当連結会計年度末の手持受注工事のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能な工事について、損失見込額を計上しています。
- 3 製品保証引当金……………完成工事に係る将来の無償保証工事費用の支出に備えるため、費用見込額を過去の実績を基礎に計上しています。
- 4 役員賞与引当金……………役員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、風水力機械、海水淡水化用エネルギー回収装置、廃水処理装置・廃棄物処理装置、配電盤・電気計装制御装置・電気通信制御装置等の製造・販売、据付工事及びこれらに附帯する業務を主な事業内容としており、すべての製品について種類、形式及び容量を異にする受注生産を行っています。

これらの契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗率に基づき収益を認識しています。また、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、発生原価に基づくインプット法を採用しています。なお、履行義務の充足に係る進捗率を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。期間がごく短い工事契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

(6) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理
また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を採用しています。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……………為替予約
ヘッジ対象……………外貨建売掛金、外貨建買掛金
- ③ ヘッジ方針……………為替相場変動に伴うリスクの軽減、金融収支改善のため、対象債権、債務の範囲内でヘッジを行っています。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法………為替予約の締結時に、「外貨建取引に関する為替管理基準」に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されており、その判定をもって有効性の判定に代えています。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法…

1 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しています。

2 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しています。

Ⅲ 会計方針の変更

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。これにより、従来は、進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用していましたが、期間がごく短い工事契約を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しています。また、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、発生原価に基づくインプット法を採用しています。なお、履行義務の充足に係る進捗率を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。期間がごく短い工事契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しています。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の売上高は758百万円増加し、売上原価は493百万円増加し、販売費及び一般管理費は23百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ241百万円増加しています。また、当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は156百万円増加しています。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しています。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

IV 会計上の見積りに関する注記

総製造原価の見積り(一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益)

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益 21,363百万円
- ② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

・見積りの算出方法

一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益は、履行義務の充足に係る進捗率に基づき測定され、履行義務の充足に係る進捗率は案件の総製造原価見積額に対する連結会計年度末までの発生原価の割合(発生原価に基づくインプット法)に基づき算定しています。

総製造原価見積額は、費目ごとに積み上げられた実行予算に基づく見積りであり、実際の製造状況を勘案した上で適時適切な見直しを行っています。

・見積りの算出に用いた主な仮定

当社グループの製品は案件ごとに仕様や工期等が異なる個別受注生産であることから、総製造原価の見積りにあたっては画一的な判断尺度を得ることは難しい状況にあります。そのため、原材料や購入品等の調達価格、社外工事費、設計工数等の各製造コストに対し、過去実績を参考とした一定の仮定を基に算定を行っています。

・翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益を計上する案件の工期は、一般的に長期にわたることから、進行途中における契約内容の変更や仕様変更等により、総製造原価見積額が変動する場合があります。これに伴い履行義務の充足に係る進捗率が変動することから、翌連結会計年度の売上高に影響を与える可能性があります。

V 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積りについて)

当社グループでは、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、連結計算書類作成時における入手可能な情報に基づき実施しています。その中で、新型コロナウイルス感染症による当社グループの営業収益等への影響は軽微であると仮定しています。

なお、当該見積りは現時点の最善の見積りであるものの、今後の新型コロナウイルス感染症の収束状況によっては、翌連結会計年度以降における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

VI 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 11,572百万円 |
| (2) 投資不動産の減価償却累計額 | 56百万円 |
- (投資その他の資産・その他を含む)

VII 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位 千株)

	当連結会計年度期首 株 式 数	当連結会計年度増加 株 式 数	当連結会計年度減少 株 式 数	当連結会計年度末 株 式 数
普通株式	4,776	—	—	4,776

- (2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2021年 5月24日 取締役会	普通株式	274	利益剰余金	65.00	2021年3月31日	2021年6月10日
2021年 11月11日 取締役会	普通株式	201	利益剰余金	47.50	2021年9月30日	2021年12月13日

② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2022年 5月23日 取締役会	普通株式	296	利益剰余金	70.00	2022年3月31日	2022年6月10日

(3) 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

Ⅷ 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

資金運用については、必要な資金の流動性に応じて有効活用を図っています。短期的に必要な資金に対しては、元本確保と高流動性を最優先して運用し、その他の資金は株式・債券・投資信託にて運用しています。また、資金調達については、必要な期間に限り銀行等金融機関からの借入により調達しています。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクに関しては、その残高と回収状況を毎月収集し、必要に応じて信用調査を行うなどのリスクの管理を行っています。外貨建の売掛金・買掛金に係る為替変動リスクに関しては、案件ごとの受注・購入発注時点に為替の予約を締結することによってリスクをヘッジしています。また、有価証券及び投資有価証券の市場変動リスクに関して、銘柄選定は社長を含めた会議にて行い、運用状況は取締役会に報告するなどのリスク管理を行っています。有価証券及び投資有価証券は、主に公社債投資信託や業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク及び金利の変動リスクに晒されています。

(2) 金融商品の時価に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位 百万円)

	連結貸借対照表 計上額(注1)	時 価(注1)	差 額
①売掛金	7,420	7,420	0
②有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	2,788	2,789	0

(注1) 負債に計上されているものについては、() 表示しています。

(注2) 「現金及び預金」「受取手形」「電子記録債権」「その他流動資産 為替予約」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(注3) 市場価格のない株式等は、「②有価証券及び投資有価証券」には含まれていません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式	17

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券				
株式	1,793	—	—	1,793
社債	—	898	—	898
資産計	1,793	898	—	2,691

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	7,420	—	7,420
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券				
株式	—	1	—	1
資産計	—	7,422	—	7,422

(注1)投資信託の時価は上記に含めていません。投資信託の連結貸借対照表計上額は、96百万円です。

(注2)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

・売掛金

売掛金の時価は、債権ごとに債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味し、国債利回りの利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

・ 有価証券及び投資有価証券

上場株式及び社債は、相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。一方で、当社が保有している社債及び株式形態のゴルフ会員権は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しています。

IX 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、静岡県三島市及びその他の地域において、賃貸用の土地を有しています。当該土地は、賃借人により、商業施設（スーパーマーケット及び大型銭湯等）や駐車場に使用されています。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度末時価（百万円）
119	1,364

(注) 当連結会計年度末の時価は、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」等に基づき、重要性の高い物件については「不動産鑑定評価基準」に準じた方法で、社外の不動産鑑定士が算出した金額であり、その他のものについては、適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づき社内で算定したものです。

X 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの収益認識における時期別の収益の分解と主たる製品及びサービスとの関連は次のとおりです。

(単位：百万円)

	製品機種区分				合計
	ポンプ	送風機	バルブ	その他	
一時点で移転される財	1,000	366	26	62	1,457
一定の期間にわたり 移転される財	15,918	3,850	301	1,291	21,363
顧客との契約から 生じる収益	16,919	4,217	328	1,354	22,820
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	16,919	4,217	328	1,354	22,820

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

・顧客との契約及び履行義務に関する情報

当社グループは、風水力機械、海水淡水化用エネルギー回収装置、廃水処理装置・廃棄物処理装置、配電盤・電気計装制御装置・電気通信制御装置等の製造・販売、据付工事及びこれらに附帯する業務を主な事業内容としています。

・取引価格の算定に関する情報

すべての製品について種類、形式及び容量を異にする受注生産を行っており、取引価格の算定にあたっては、契約内容である製品仕様などに基づきそれぞれ積算の上価格設定を行っています。取引の対価は、主に受注時から履行義務を充足するまでの期間における前受金の受領、または、履行義務充足後の支払を要求しています。履行義務充足後の支払は、履行義務の充足時点から主に一年以内に行われるため、重要な金融要素は含んでいません。

・履行義務への配分額の算定に関する情報

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、1つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っていません。

・履行義務の充足時点に関する情報

約束された財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

契約内容のうち、期間がごく短い工事契約を除き、進捗部分について履行義務の充足が認められる工事契約については、一定の期間にわたり履行義務を充足するにつれて収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗率の見積りは発生原価に基づくインプット法）を適用しています。なお、履行義務の充足に係る進捗率を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。期間がごく短い工事契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

- ・ 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	8,229百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	8,435
契約資産(期首残高)	7,317
契約資産(期末残高)	10,217
契約負債(期首残高)	697
契約負債(期末残高)	661

契約資産は、顧客との工事契約について、期末日時点で履行義務を充足しているが未請求の対価に対する当社グループの権利に関するものです。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、顧客との工事契約について、契約時の条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、697百万円です。契約資産の増減は、主として収益認識（契約資産の増加）と、売上債権への振替（同、減少）により生じたものです。契約負債の増減は、主として前受金の受取り（契約負債の増加）と、収益認識（同、減少）により生じたものです。

- ・ 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、25,035百万円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年から4年の間で収益を認識することを見込んでいます。

XI 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	5,351.57円
(2) 1株当たり当期純利益	443.68円

XII 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

XIII その他の注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位: 百万円)

	株主資本						自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			
当期首残高	810	28	82	202	19,857	△1,027	19,953	
会計方針の変更による 累積的影響額					156		156	
会計方針の変更を反映し た当期首残高	810	28	82	202	20,013	△1,027	20,109	
当期変動額								
剰余金の配当					△476		△476	
当期純利益					1,747		1,747	
自己株式の処分			4			3	7	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	－	－	4	－	1,271	3	1,279	
当期末残高	810	28	86	202	21,285	△1,024	21,388	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	730	18	748	20,701
会計方針の変更による 累積的影響額				156
会計方針の変更を反映し た当期首残高	730	18	748	20,858
当期変動額				
剰余金の配当				△476
当期純利益				1,747
自己株式の処分				7
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	62	△11	51	51
当期変動額合計	62	△11	51	1,330
当期末残高	792	6	799	22,188

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

個別注記表

I 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

II 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式……………移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 原材料及び貯蔵品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	3年～50年
構築物	3年～60年
機械装置	5年～12年
車両運搬具	4年～7年
工具器具備品	2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

……………定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（概ね5年）に基づく定額法

- ③ 投資不動産……………定率法
 主な耐用年数は以下のとおりです。
 構築物 10年～40年
- ④ リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産
 ……………定額法
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- (4) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
- ② 受注損失引当金……………受注工事の損失発生に備えるため、当事業年度末の手持受注工事のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能な工事について、損失見込額を計上しています。
- ③ 製品保証引当金……………完成工事に係る将来の無償保証工事費用の支出に備えるため、費用見込額を過去の実績を基礎に計上しています。
- ④ 役員賞与引当金……………役員の賞与支給に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しています。
- ⑤ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
 なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合は、前払年金費用として計上しています。
 また、執行役員のうち、従業員地位である者に対する退職金支給に備えるため、会社内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しています。
 なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、風水力機械、海水淡水化用エネルギー回収装置、廃水処理装置・廃棄物処理装置、配電盤・電気計装制御装置・電気通信制御装置等の製造・販売、据付工事及びこれらに附帯する業務を主な事業内容としており、すべての製品について種類、形式及び容量を異にする受注生産を行っています。

これらの契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗率に基づき収益を認識しています。また、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、発生原価に基づくインプット法を採用しています。なお、履行義務の充足に係る進捗率を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。期間がごく短い工事契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理

また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を採用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建売掛金、外貨建買掛金

③ ヘッジ方針……………為替相場変動に伴うリスクの軽減、金融収支改善のため、対象債権、債務の範囲内でヘッジを行っています。

④ ヘッジの有効性評価の方法……………為替予約の締結時に、「外貨建取引に関する為替管理基準」に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場変動による相関関係は完全に確保されており、その判定をもって有効性の判定に代えています。

(7) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっています。

Ⅲ 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。これにより、従来は、進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用していましたが、期間がごく短い工事契約を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しています。また、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、発生原価に基づくインプット法を採用しています。なお、履行義務の充足に係る進捗率を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。期間がごく短い工事契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減しています。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の売上高は760百万円増加し、売上原価は495百万円増加し、販売費及び一般管理費は23百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ241百万円増加しています。また、当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は156百万円増加しています。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しています。なお、計算書類に与える影響はありません。

IV 会計上の見積りに関する注記

総製造原価の見積り（一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益）

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益 20,308百万円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

・見積りの算出方法

一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益は、履行義務の充足に係る進捗率に基づき測定され、履行義務の充足に係る進捗率は案件の総製造原価見積額に対する事業年度末までの発生原価の割合（発生原価に基づくインプット法）に基づき算定しています。

総製造原価見積額は、費目ごとに積み上げられた実行予算に基づく見積りであり、実際の製造状況を勘案した上で適時適切な見直しを行っています。

・見積りの算出に用いた主な仮定

当社製品は案件ごとに仕様や工期等が異なる個別受注生産であることから、総製造原価の見積りにあたっては画一的な判断尺度を得ることは難しい状況にあります。そのため、原材料や購入品等の調達価格、社外工事費、設計工数等の各製造コストに対し、過去実績を参考とした一定の仮定を基に算定を行っています。

・翌事業年度の計算書類に与える影響

一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益を計上する案件の工期は、一般的に長期にわたることから、進行途中における契約内容の変更や仕様変更等により、総製造原価見積額が変動する場合があります。これに伴い履行義務の充足に係る進捗率が変動することから、翌事業年度の売上高に影響を与える可能性があります。

V 追加情報

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積りについて）

当社では、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、計算書類作成時における入手可能な情報に基づき実施しています。その中で、新型コロナウイルス感染症による当社の営業収益等への影響は軽微であると仮定しています。

なお、当該見積りは現時点の最善の見積りであるものの、今後の新型コロナウイルス感染症の収束状況によっては、翌事業年度以降における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

VI 貸借対照表に関する注記

- | | |
|----------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 11,384百万円 |
| (2) 投資不動産の減価償却累計額 | 56百万円 |
| (3) 関係会社に対する金銭債権または金銭債務の金額 | |
| 短期金銭債権 | 136百万円 |
| 短期金銭債務 | 5百万円 |

Ⅶ 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	61百万円
仕入高	284百万円
販売費及び一般管理費	30百万円
営業取引以外の取引	12百万円

Ⅷ 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	546,252	—	1,998	544,254

普通株式の自己株式の株式数の減少1,998株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものです。

Ⅸ 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税等	52百万円
未払費用	198百万円
受注損失引当金	17百万円
製品保証引当金	22百万円
追加原価未払金	11百万円
減価償却超過額	14百万円
その他	94百万円
繰延税金資産合計	411百万円

(繰延税金負債)

圧縮記帳積立金	△7百万円
その他有価証券評価差額金	△281百万円
前払年金費用	△4百万円
その他	△2百万円
繰延税金負債合計	△296百万円
繰延税金資産の純額	115百万円

X 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権の 所有(被所有) 割合(%)	関係内容	取引の内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要 株式会社の 子会社	(株)守谷商会	東京都中央区 八重洲1-4-22	810	機械 総合商社	(被所有) —	当社製品 の販売	営業取引	製品売上	2,227	受取手形 売掛金 契約資産	209
					(所有) —						材料仕入
主要 株式会社の 孫会社	イキ・エチエ電 工(株)	大阪府大阪市 西淀川区	35	風水力機 械等の据 付工事	(被所有) — (所有) 2.0	材料仕入	営業取引	材料仕入	629	買掛金	

(1) 取引条件及び取引条件の決定方針等

製品売上については、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、その都度価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しています。

材料仕入については、見積書を入力し、その都度価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しています。

(2) 上記取引金額には、消費税等は含まれていませんが、期末残高には消費税等が含まれています。

XI 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 X 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載していますので注記を省略しています。

XII 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額……………5,242.15円
(2) 1株当たり当期純利益……………412.89円

XIII 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

XIV 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

XV その他の注記

該当事項はありません。